

フランスにおける二人会社の株主・社員による議決権濫用

山 本 真知子

— はじめに ——問題の所在——

本稿においては、株主・社員が二人しかいない二人会社における株主・社員の権利濫用の問題を検討する。特に、二人の株主・社員が株式・持分を50パーセントずつ所有している場合の問題を取り上げる。

フランスにおいては、二人会社の社員持分が均等な場合（50パーセントずつ所有している場合）における権利濫用は、《abus d'égalité》⁽¹⁾の問題として判例・学説上の争点となっている。そして、フランスの判例・学説上、株主または社員が二人であるいわゆる二人会社における株主・社員の権利濫用の問題は、株式会社・有限会社における多数派の株主・社員の権利濫用の問題《abus de majorité》や少数派の株主・社員の権利濫用の問題《abus de minorité》と並んで、同じ文脈の中で捉えられているのが一般的である。すなわち、多数派及び少数派の株主・社員の権利濫用の問題に関して、その議論の中心は、第一に、民法1833条の「社員の共通する利益」《l'intérêt commun des associés》という文言との関係において⁽²⁾どのような場合が権利濫用に当たるのか⁽³⁾、第二に、権利濫用が認められ、損害が発生した場合にはどのような救済方法が考えられるのか⁽⁴⁾にあるが、二人会社の場合も同様に、どのような場合が権利濫用に当たるのか、権利濫用が認められ、損害が発生した場合にはどのような救済方法が考えられるのかが議論されている。そして、議論の対象となっているのが、その持分構成が50パーセントずつの二人会社である⁽⁵⁾ため、《abus d'égalité》という表現がなされている。

二人会社の株主・社員の権利濫用は、一般的に少数派の株主・社員の権利濫用と同じ文脈で語られ、いわば少数派株主・社員の権利濫用の派生的な問題と捉えられていることが多い⁽⁶⁾というのも、二人会社、特にその持分構成が50パーセントずつの場合には、どちらか一方が反対すると株主・社員総会の決議が原則として成立し得ず、その解決策が問題となるなど、少数派株主・社員の権利濫用の場合に多くみられる「消極的濫用」《abus négatif》事例が通常であるからである⁽⁷⁾。たしかに、égalitaireの場合には、「消極的」《négatif》濫用、すなわち総会決議が成立しないという結果がもたらされる危険性が潜在的に存在するということができるであろう。特に、議決権の過半数が存在しないため、原則として全員一致でなければ決議が成立しない⁽⁸⁾のがこのような会社である。そのため、いわば、会社が「ブロック」された状態が生じる可能性をその持分構成から当然に有しているものともいえる。もっとも、権利濫用の主体の問題と決議の成立・不成立の結果とは必然的に結びつくものではない。少数派の株主・社員による場合と同様に、二人会社の社員による積極的権利濫用もあり得ないわけではない⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。したがって、結果として「消極的」濫用が多いというだけで二人会社における株主・社員の権利濫用を単純に少数派の株主・社員の権利濫用の派生的な問題と捉えることは十分ではない。また、社員が平等持分を有し、多数派も少数派も存在しないため潜在的に会社の「ブロック」を生じる危険性を有する二人会社特有の問題点も存在することが看過されてはならない。その予防策の検討も必要であろう。そして、そもそもどのような場合が二人会社における株主・社員の権利濫用となるのかについても、少数派の場合の定義がそのまま当てはまるのかについては検討の余地があるであろう。さらに、本稿において検討する判例はいずれも閉鎖的会社の

典型である有限会社に関するものである。これは、フランスにおいては、有限会社においては社員総会の定足数が定められておらず、定款変更をともなわない第一回目の招集に基づく普通決議は会社持分の半分より多い持分を代表する社員の賛成があれば可決されることとなっている（フランス商法223-29条1項）。したがって、均等持分を有する二人の社員からなる有限会社においては、この会社持分の半分より多い絶対的な多数派が存在せず会社がデッド・ロック状態に陥る危険性が高い⁽¹¹⁾。しかし、さらに、フランスでは、実務的な観点からは二人会社の社員・株主の権利濫用の議論はジョイント・ベンチャーの設立者にも定款作成等に関して影響を与えるのではないかとの指摘⁽¹²⁾があり、この問題を検討することは、合弁事業に関する株主・社員間の利害調整の問題として、日本法に対する示唆を得るうえで検討に値するテーマであると考える。

本稿は、以上の問題意識からフランス法を研究するものであるが、紙幅の関係もあり、フランスにおける問題点の捉え方と若干の判例を紹介するにとどめ、たとえば株主間契約の問題等については今後引き続き別稿において検討することとした。

二 フランスにおける*abus d'égalité*をめぐる裁判例

（一）1980年代の二つの判決～Dijon 1983年11月16日判決⁽¹³⁾及びLyon 1987年6月25日判決⁽¹⁴⁾～

フランスにおいて比較的早い時期に*abus d'égalité*について触れた下級審裁判例として、Dijon 1983年11月16日判決とLyon 1987年6月25日判決がある。

前者は、二人の社員が平等な持分を有する有限会社において、*gérant*（業務執行者）である一方の社員が提案した各種の総会決議案（株式会社への組織変更、準備金の組入れによる増資、計算書類の承認、利益の配当）にもう一人の社員が徹底して反対したという事案である。判決は、この反対した社員に対して、そのような反対行為により当該有限会社の業績改善の機会が奪われたとして、社員としての権利濫用行為を認めたが、本件におけるsanctionは損害賠償だけであり、権利を濫用した社員の除名や、「会社の機能を麻痺させる社員間の不和」（フランス民法1844-7条5項）を原因とする会社の解散判決は、認められないとした。同様に後者も、有限会社の持分の半分を有する社員が「その固有の利益において、会社にとって必要な決議を妨げ」た場合に、権利濫用⁽¹⁵⁾が認められるとして、効力付与判決⁽¹⁶⁾がなされた裁判例である。本件においては、会社の解散判決もなされた。

前述したように、いずれも消極的濫用例であったことは特徴的である。もっとも、これらの裁判例は、少数派の権利濫用についてのリーディング・ケースとされるいくつかの破棄院商事部判例⁽¹⁷⁾が出される前のものであり、権利濫用の要件についても厳密な検討がなされているとはいがたい⁽¹⁸⁾。そこで、以下では、少数派の権利濫用についての濫用要件、損害の回復方法等を明確にしてきた破棄院商事部判例が出た後の二人会社に関する判例を取り上げ、検討することとする。

（二）破棄院商事部1997年7月8日判決⁽¹⁹⁾

この破棄院商事部1997年7月8日判決では、結果として*abus d'égalité*は認定されなかった。しかし、その概念を示した最初の破棄院レベルでの判例として重要である⁽²⁰⁾。というのは、この破棄院商事部判決が出された1997年は、前述したように、*abus de minorité*に関するリーディング・ケースとされるいくつかの破棄院商事部判決がすでに出ていた後のことであり、当該判決の表現にも、その影響が見られるからである。

事案の概要は以下の通りである。

二人の兄弟が持分の半分ずつを有している有限会社が1950年に設立された。しかるに、1980年から会社の経営に関して二人の対立が始まり、会社の*gérant*（業務執行者）である社員によって年次社員総会に提案された決議にもう一人の社員が徹底的に反対したというのである。その決議は、会計書類の承認であったり、資本構成の変更であったり、または経営に対する決算承認などであった。第一審裁判所である *tribunal commerce de Salon-de-Provence*は、1990年6月29日に、*gérant*（業務執行者）ではない方の社員について、« (...) 会社の業績を改善する機会を妨げ»る濫用行為《*abus d'égalité*》を行ったと認定し、会社に対して1000万フラン、*gérant*（業務執行者）である社員に対して200万フランという高額の損害賠償支払を命じた。これに対し、控訴審裁判所である *la cour d'appel d'Aix-en-Provence*は、1995年3月16日に、この社員の反対行為は《*égalitaire*（平等持分を持つ者）である*gérant*（業務執行者）による義務不履行とその経営透明性の提供請求に対する拒否》によって正当化されるとし、原判決を変更した。

上告審裁判所である破棄院は、1997年7月8日に、①会社の利益に対する損害は証明されなかった、②《*égalitaire*》（平等持分を持つ者）である社員の態度が会社の一般的利益を犠牲にして彼の利益を増進する唯一の目的（意図）があったことは明らかにされなかっとして、この点に関する上訴を斥けた。なお、本件においては、濫用に対する救済として、*abus d'égalité*を理由とした損害賠償請求がなされたが、会社の解散判決は求められていなかった⁽²¹⁾。本破棄院商事部判決はまた、社員の権利濫用について、①会社の利益に反する、といふいわば客観的な要件と、②社員の態度が会社の利益を犠牲にして彼の利益を促進する唯一の目的（意図）があった、といふいわば主観的な要件の二つが必要であるとの立場を採った。これらは、先に述べた少数派の株主・社員による権利濫用をめぐる破棄院判例法理の展開によって明らかになってきた濫用の要件であるが、本判決は、それが二人会社の事例にも適用されることを明確にした点で重要な判例であると解されるのである⁽²²⁾。しかし、本件では、どちらもが証明されていないとして権利濫用の主張が斥けられている。そこで、*abus d'égalité*が認められた最初の破棄院判例であるとされる破棄院商事部1998年6月16日判決について触れたうえで、破棄院の示した*abus d'égalité*の要件等について検討したい。

（三）破棄院商事部1998年6月16日判決⁽²³⁾

本件は、利益積立金の積立てをなす旨の決議案に対して投票を拒否した一方の社員について*abus d'égalité*が認められた破棄院判例である。兄弟が持分の半分ずつを有している有限会社という点では（二）と同様であるが、濫用が認められなかった（二）と異なり、濫用が認容された事例として重要なものである⁽²⁴⁾。改めて述べるまでもないが、本件も

また、消極的濫用事例であった。

1 事件の概要

M. Gilbert CurriとM. Henri Curriは兄弟であり、有限会社であるSARL Electronique Curri (ELC社) の持分を半分ずつ所有していた。M. Henri Curriが会社の *gérant* (業務執行者) であったが、兄弟は何年かにわたって不仲であった。そして、M. Gilbert Curriが、1986年から1989年にかけて繰り返して利益積立金の積立てに関する社員総会決議案に対して反対した。逆に、M. Gilbert Curriは、自らが得られるはずであるとする利益の配分とM. Henri Curriの *gérant* (業務執行者) としての職務の解任、及び *administrateur provisoire* (職務執行代行者) の指名を求めて訴えを提起したのである。

なお、ELC社の定款21条には、配当可能利益の全部または一部を積み立てることとする又は新たに繰り延べるという社員総会決議がない場合には、この利益は社員の間で分配されなければならない、という趣旨の規定が存在していた。

2 破棄院判決

本件に関する破棄院判決はおおよそ次のようなものであった。

(1) ELC社は、そのいくつかの投資と、製造部門の資金調達と売上げ代金の受領の間に時間的ずれがあるためにより大きな自己金融を必要としている…。もし、M. Gilbert が望むように、判決がこの運転資本に手がつけられることに影響を与えるものであったら、会計上の利益の全部が配当の形で分配されることになっていただろう。そして、その上、このような配当は銀行における会社の信用を減らすものとなっていたであろう…M. Gilbert Curriの要求は、エゴイストな利益に応えるものであり、そして会社の利益に反していたし、障害となり、すべての総会決議を妨げた。彼は彼の議決権を濫用した…。

(2) 定款21条の規定は…社員総会が社員に割り当てられる配当可能利益の分配を決定する権限を奪われることを意味するものではない。

3 検討

本判決もまた、*abus d'égalité*について①会社の利益に関する客観的要件と②エゴイストな利益に関する主観的要件を示して、それらを認定しているものである。そして、結果として決議案に反対した社員であるM. Gilbert Curriの請求は認められなかった。

なお、本件に関しては、同一当事者に関するもう一つの破棄院商事部判決（1998年10月20日判決）⁽²⁵⁾がある。これは、反対に *gérant* (業務執行者) であるM. Henri Curri がM. Gilbert Curriに対して損害賠償請求を求め、それが認められたものである。

(四) 判例の検討

1 *abus d'égalité*の概念

これまでの破棄院判決において、多数派の権利濫用は、「会社の一般的利益に反し、かつ、少数派株主の損害において多数派株主の利益を促進することを唯一の目的（意図）としてなされた」場合をいうとされてきた⁽²⁶⁾。また、少数派の権利濫用の要件としては、

いくつかの破棄院商事部判例⁽²⁷⁾から、①少数派の株主・社員の行為が会社の一般的な利益に反し、②少数派の株主・社員がその「純粹に個人的な利益」を追求した場合であることが挙げられる。そして、③少数派の株主・社員に対して当該決議の重要性と有用性に関する明確で、特定されていて、詳細な情報が与えられたか否かという点も判断基準に挙げられる。さらに、決議不成立を招いたといつたいわば消極的な権利濫用の場合には、④その決議内容が会社の存続に必要不可欠な《opération essentielle》についてのものであるにもかかわらず不当にその成立を妨害したときに、権利の濫用となるとされている。Abus d'égalitéに関する98年判決も、以上のような多数派または少数派の権利濫用の場合と大きく異なることはなく、①会社の利益に反していた、といつたいわば客観的な要件と、②エゴイストな利益に応えるものであった、といつたいわば主観的な要件を挙げて、権利の濫用を認定している。すなわち、98年判決は、従来の多数派または少数派の権利濫用の場合とあまり異なる基準で、二人会社の一方の社員の権利濫用があったか否かを判断しているものといえよう。もっとも、この点で、二つのクラシックな要件の中身が問題なのではなく、その位置、またはそのそれぞれのabus d'égalitéの定義における重さが問題だとする指摘⁽²⁸⁾がある。abus d'égalitéには固有の問題点もあり、以下これらの要件について検討することにしたい。

(1) 会社の利益に反すること——‘客観的’要件

97年判決においても、98年判決においても、abus d'égalitéの判断基準として、会社の利益に反していたか否か、といつたいわば客観的な基準が挙げられている。これは、多数派の権利濫用または少数派の権利濫用に関する破棄院判決も共通してその判断基準として挙げている点である。そもそも「会社の利益」とは何であるのか、「社員共通の利益」(民法1833条)との関係はいかに解すべきか、は、すべての形態の株主・社員の権利濫用に共通する問題である。もっとも、二人会社の場合には、多数派の権利濫用または少数派の権利濫用の場合とは異なった点もある。例えば、持分を二人の社員が50パーセントずつ有している二人会社においては、会社の利益は多数派という立場からも少数派という立場からも評価されることができず、それは「社員共通の利益」を超えて、それどころか l'affectio societatis をも超えた、おそらく《絶対的な》会社の利益の判断であるとの指摘⁽²⁹⁾がある。すなわち、この局面における会社の利益とは、優越的で超越的な有限会社の利益のことであるとするのである。この考え方によると、会社の利益に反するか否かの検証は、会社の経済と財政の保護という観点から厳格に行われなければならず、むしろ多数派の権利濫用の場合の判断に近づくという。これに対し、持分の平等な二人の社員たちは「同じ」会社の利益によって結ばれているという表現をする評者もある⁽³⁰⁾。確かに、持分が50パーセントの社員が二人しかいない会社においては、多数派も少数派も存在しないことから、「会社の利益」と「社員共通の利益」の区別がつくのか、そもそも「社員共通の利益」というものが観念しうるのかが問題となりえよう。

ところで、98年判決においては、少数派の権利濫用の場合の④の要件のように、会社の存続に必要不可欠であったかどうか、といつたいわば客観的な基準を認めるには厳しいともいえる要件は挙げていないが、利益を分配せず積み立てることが必要であったということを、会社の財政との関係で判断している⁽³¹⁾。この点について、少数派社員の権利濫用に関しても、下級審裁判例で、会社の存続に不可欠であったとまでいえるかどうかについては疑問の存

する決議に反対した場合にも少数派の権利濫用が認められた例がある⁽³²⁾。会社の存続に不可欠なopération essentielleを妨げた、という要件は、当初少数派が総会決議の成立を妨げるいわば消極的《négatif》な権利濫用の要件として挙げられたものである。消極的な権利濫用というのは観念しやすいものではなく、また、逆にこれを認めるとするとその適用範囲が広がるおそれがある。この要件は、このようなことを背景として、消極的濫用はopération essentielleの場合に限られるといった形で歯止めをかけるための要件と考えるべきであるのかもしれない。しかし、株主・社員の権利濫用は、会社の存続に不可欠な場合にのみ成立しうるものではない⁽³³⁾。abus d'égalitéに関する上記98年破棄院判決は、この点にあまりこだわっていないようにも読める⁽³⁴⁾。どちらにしても、この点については、「会社の利益」、「社員共通の利益」、l'affectio societatisのそれぞれの意義と関係という大きな問題⁽³⁵⁾があるが、いまだ定見を持つに至っておらず、別稿で改めて検討したいと思う。

(2) エゴイストな利益に応えるものであった——‘主観的’要件

97年判決においても、98年判決においても、‘主観的’な要件が判断基準として挙げられている。この点については、abus d'égalitéにおいては、‘客観的’な要件が主要なものしくはそれだけで十分な要件であるとの意見⁽³⁶⁾がある。持分が50パーセントずつの二人会社においては、二人の社員によってégalitéが望まれて作り出されており、会社の決議にすべて反対するというようなネガティブな態度は、直接二人の設立者たちの精神に反することになり、その結果、l'abus d'égalitéは、égalitéの破壊であると同時に会社契約の破壊であるというのである。確かに、持分が50パーセントずつの二人会社においては、二人の社員によってégalitéが望まれて作り出されている、すなわち、二人が最初からその意図で会社を設立したという場合もあるであろう。しかし、持分譲渡等の結果として、このような持分構成になることもありえないわけではなく、このように単純に言い切れるかは疑問である。やはり、abus d'égalitéの場合にも、行為者の主観的な要件も検討すべきである。この点、98年の破棄院判決は、少数派の権利濫用の判決の表現⁽³⁷⁾とは若干異なり、「エゴイスト」な利益という表現をしている。この「エゴイスト」な利益とは、株主（社員）としての権利と利益を守ろうとするのではなく、株主（社員）以外の利益を追求することにあるとする理解がある⁽³⁸⁾。株主（社員）はその個人的な目的を満足させるための議決権の所有者であり、株主（社員）の個人的な利益は正当な利益であるというのである⁽³⁹⁾。このような理解によると、二人会社に関する98年判決の場合には、決議に反対した社員は利益の分配という「社員としての利益」⁽⁴⁰⁾を追求しており、権利の濫用といえるかには疑問が生じることとなろう。

(3) 情報提供の点については、97年判決は、《égalitaire（平等持分を持つ者）であるgérant（業務執行者）による義務不履行とその経営に関する透明性の提供請求に対する拒否》によってもう一方の社員の反対行為が正当化されるとして権利濫用が認められなかつた。これは、少数派の場合の③「少数派の株主・社員に対して当該決議の重要性と有用性に関する明確で、特定されていて、詳細な情報が与えられていたか否か」という基準に近い基準による判断がなされたものといえるであろう。この基準に従えば、gérant（業務執行者）の側にももう一方の社員に十分な情報を与え経営の透明性を確保することが要求される⁽⁴¹⁾。もっとも、98年判決に関して、決議に投票することを拒否した社員は会社の

利益と財政状態、資金調達の必要性などについて情報を十分持っていたであろうとの指摘⁽⁴²⁾がある。確かに、一般論としては、二人会社においては、多数の株主・社員が存在する会社に比べて、一方の株主・社員に情報が行き渡らないという事態は起こりにくいとはいえるが、やはりケース・バイ・ケースで判断すべきものであろう。

2 「損害」の発生と回復方法

*Abus d'égalité*の場合も、消極的濫用の場合の「損害」は、少数派の消極的権利濫用の場合と同様、本来総会決議が成立していたならば得られていたであろう効果、すなわち、有限会社から株式会社への組織変更、増資、利益積立金の積立て、利益配当等の効果が得られないことである。

損害賠償というのが、もっとも一般的に考えられる損害の回復方法である。(一)で挙げたDijon 1983年11月16日判決においては損害賠償請求が認められている。既に言及した、(三)に挙げた判例の同一当事者に関するもう一つの破棄院判決(1998年10月20日判決)において、会社に対するものではないが、*gérant*(業務執行者)であるM. Henri Curriが決議に投票することを拒否したM. Gilbert Curriに対して求めた損害賠償請求が認められた。しかし、消極的濫用の場合に、損害賠償という金銭賠償だけで他方社員の損害が完全に回復するのかどうかは疑問である。望む決議は存在しないままだからである。

そこで、損害賠償という方法以外に、より直接的に総会決議成立と同様の効果を得ようとする試みとして、少数派の権利濫用の場合と同様、効力付与判決、特別受任者の指名等がここでも問題となろう。現に(一)に挙げたLyon 1987年6月25日判決においては効力付与判決がなされている。しかし、効力付与判決は、その後少数派の権利濫用について出された破棄院商事部1993年3月9日判決によって否定され、特別受任者の指名によって決議成立と同様の効果を得るべきであるとされた⁽⁴³⁾。*Abus d'égalité*の場合も特に異なって解する必要はないと思われる。

また、権利濫用をした社員の除名が問題となりうるが、これは法律の規定または定款にあらかじめ定めがないのであれば難しいであろう⁽⁴⁴⁾。(一)に挙げたDijon 1983年11月16日判決においても認められていない。

さらに、究極の解決方法として会社解散判決がある。(一)に挙げたLyon 1987年6月25日判決は、「会社の機能を麻痺させる社員間の不和」(フランス民法1844-7条5項)を原因とする会社の解散判決も認めている。*Abus d'égalité*の場合にも、消極的濫用の救済方法として、「会社の機能を麻痺させる社員間の不和」があれば解散判決の原因となろう⁽⁴⁵⁾。もっとも、会社の解散判決がそもそもこのような場合の損害の回復方法といえるかは疑問である⁽⁴⁶⁾。

3 紛争の予防策

二人の社員が平等持分を有する二人会社においては、会社経営が「ブロック」する危険性が潜在的に存在するといえる。そこで、損害が発生してからの事後的な回復方法ではなく、事前に紛争の予防策を検討しておくことの有効性が大きい。

フランスの有限会社においては、第二回目の招集に基づく社員総会というものがある。そこにおいては、第一回目の社員総会とは異なって、投票された議決の多数によって決議

が成立することになっている（フランス商法223－29条2項）。同条項は、投票をしない社員がいた場合には、「ブロックからの出口」となるという意味で、法律上用意された紛争の予防策、または解決策といえるかもしれない。もっとも、98年判決のように反対の投票がなされた場合には意味を持たない⁽⁴⁷⁾。また、社員の一方が会社の経営状態が分からず議案に投票することを拒否したり、反対したりすることができないように、その情報入手に関する権利を最大限に活用し、また、gérant（業務執行者）の側は、97年判決のようにもう一方の社員の投票拒否や反対が正当化されないよう情報提供に努めることが必要となろう。

また、以上の判例においては事前の定款の定めがなく認められていないが、権利濫用をした社員の除名についてあらかじめ定款中に規定を設けておくことも予防策として考えられる。98年判決で問題となった定款21条のような規定は、社員総会がまがりなりにも開かれた場合には意味を成さない⁽⁴⁸⁾が、会社のデッド・ロックの状態がひどく、社員総会を開催することすらできないような場合には有効であるかもしれない。

三 おわりに ——日本法への若干の示唆と今後の課題——

（一）株主・社員の権利濫用概念の統一的検討

フランスにおいては、権利濫用の主体は多数派に限られるものではなく、少数派及び二人会社（特に平等持分を持つ場合）の一方の株主・社員も主体となりうるという前提のもとに、株主・社員の権利濫用概念に関して統一的検討がなされている。それぞれの場合に異なる点もあるが、共通して挙げられる権利濫用の成立要件は、大別して、①会社の利益との関係における客観的な要件と②権利行使に関わる株主・社員の個人的な利益・意図に関する主観的な要件の二つに分けられる。そして、主体が誰か、という問題を超えて、この①会社の利益と②株主・社員の個人的な利益との関係が、フランス民法1833条の「社員の共通する利益」《l'intérêt commun des associés》との関係で議論されている状況であるといえよう。「社員の共通する利益」とは何か。この点は、残された大きな検討課題であるが、別稿で検討する予定である。

一方、わが国においては従来、株主・社員の権利濫用というと多数派の権利濫用が主に検討されてきており、少数派や二人会社（特に平等持分を持つ場合）の一方の株主・社員を主体とした権利濫用という概念はあまり一般的なものではないといえるだろう。もっとも、フランスと違って、わが国には、一般私法原理として権利の濫用は許されないと明文規定（民法1条3項）が存在し、これらの問題も究極的にはその解釈に帰結するため、特別に株主・社員の権利濫用について統一的検討をする必要性が低いともいいうる⁽⁴⁹⁾。しかし、一般条項の解釈をするうえでも、フランスにおいて二人会社における株主・社員の権利濫用についてどのような概念や要件などが論じられているかは参考に値するであろう。

（二）損害の発生と回復方法

権利濫用の概念と密接に関連してはいるが、フランスでは、その主体が多数派であれ、

少数派または二人会社の一方の株主・社員であれ、権利濫用の結果が「積極的」《positif》であるか（議決権の濫用の場合であれば総会決議が成立するなど）、「消極的」《négatif》（同様に総会決議の不成立をもたらすなど）であるかによって、どのような損害が発生しているといえるか、損害の回復方法としてはどのようなものが存在するのか、といったことが争点となっている。なかでも、消極的濫用の場合には、そもそも何が損害なのかが認識しにくく、また、積極的濫用のようにその決議の効力を否定すれば損害が回復されるわけではないため、特に問題が大きいとされてきた⁽⁵⁰⁾。

そして、本稿で取り上げた*abus d'égalité*の場合、「消極的」《négatif》濫用という結果において共通する場合が多かったために、従来*abus de minorité*の派生的な場合として位置づけられることが多かった。そして、損害の回復方法についても、少数派の消極的濫用の場合とあまり異なった議論は見受けられなかったのも、そのためであろう⁽⁵¹⁾。しかし、既に繰り返し指摘したように、*abus d'égalité*は消極的濫用に限るものではない。

消極的濫用の救済方法として、最も一般的なものとしては、権利濫用をした株主・社員に対する損害賠償請求、その他には「会社の機能を麻痺させる社員間の不和」（フランス民法1844-7条5項）を理由として、解散判決をすることが挙げられている。

わが国においても、権利濫用をした株主・社員に対する損害賠償請求は、権利濫用（民1条3項）、不法行為（同法709条）に基づくものなど、認められる余地はある。会社の解散判決については、わが国にもその制度があり、商法406条ノ2第1項1号の「会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢着シ」「会社ニ回復スペカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ」はフランスでいう*abus d'égalité*のような場合に当てはまるとしている。しかし、解散判決には、そもそも総会決議不成立の場合の解決策として妥当であるのかという疑問が残る⁽⁵²⁾。

（三）デッド・ロックの予防策

以上のように、フランスにおいては、二人会社の一方の株主・社員（特に平等持分を持つ場合）の権利濫用について、その権利濫用概念については多数派及び少数派の場合と統一的な検討がなされ、損害の概念及びその回復方法については、主体よりも積極的か消極的かの結果に従って、これもまた統一的に検討するという方向がみられる。しかし、二人会社の一方の株主・社員（特に平等持分を持つ場合）の権利濫用の場合には、多数派や少数派の場合とは異なる独自の問題点も存在する。すなわち、二人会社においてその株主・社員の持分が平等である場合には、少数派の権利濫用の場合以上に、消極的《négatif》濫用、すなわち総会決議が成立しないという結果がもたらされる危険性が高い。なぜなら、少数派の場合には、消極的濫用は原則として特別決議が要求されるときに限られるであろうが、二人会社において平等持分を有する株主・社員の場合には、議決権の過半数が存在しないため、普通決議の場合においても会社が「ブロック」された状態の生じる可能性をその持分構成から当然に有しているものともいえるからである。このような危険性が潜在的にではあるが常に存在する二人会社⁽⁵³⁾においては、その株主・社員の権利濫用概念、および損害の概念とその回復方法といった、いわば濫用が起こった後の事後的な解決策を検討するとともに、会社の解散という結果に至る前に何らかの事前の予防策を講じておく

ことが必要となろう⁽⁵⁴⁾。

フランスはこの点、第二回目の招集に基づく株主総会・社員総会において定足数や決議要件を緩和するという立法によって一定の予防をなしているともいえる。また、株主・社員が会社の経営に関する情報を得る権利を有しているということも事前の予防策といえるかもしれない⁽⁵⁵⁾。

さらには、定款等において何らかの契約的な予防策を用意しておくことが一つの方策として考えられる。たとえば、上に挙げた98年判決にあるような社員総会の決議がない場合の処置に関する事前の取決めは、社員総会の開催さえ困難であるといった一定の場合には有益であると考えられる。また、社員の除名に関してあらかじめ定款で定めておくことで、デッド・ロックの解消ができるかもしれない⁽⁵⁶⁾。特に、ジョイント・ベンチャーの設立⁽⁵⁷⁾などを考えると、損害が発生してからの回復方法を模索すると同時に、その予防策を検討することが必要であると考える⁽⁵⁸⁾。この点については株主間契約の問題等も踏まえ、別稿で検討することとし、本稿においては問題点の所在を明らかにしつつ、若干の判例を紹介するにとどめた。さらに研究を続けたいと思う

注（1）直訳すれば、《平等者による濫用》とでもなろうか。

（2）フランスの会社は民法1832条に基づいて設立される。わが国と同様、会社の意思決定は、総会における多数決によることが原則である。一方、民法1833条は、「全ての会社は適法な目的を有しなければならず、かつ、社員の共通する利益を以て設立されていなければならない」と規定する。この「社員の共通する利益」の文言をめぐって、多数派の株主・社員の権利濫用からの少数派の株主・社員の保護が論じられてきた（藤原雄三「フランス商事会社法における少数者株主の保護」平出慶道先生・高窪利一先生古稀記念論文集『現代企業・金融法の課題（下）』（信山社、2001年）803頁以下）。

（3）フランス法における権利濫用理論は、わが国民法1条3項のような権利濫用を禁止する成文規定を有していないため、不法行為に関する民法1382条を根拠に議論されてきた。同条は、「他人に損害を惹起せしめた者の行為は、いかなる行為といえども、それが生じた原因たるフォート『faute』ある者をして、その損害を賠償すべき義務を負わしめる」と定めているが、濫用概念の曖昧さもあって、フランスでは、この条文の具体的適用については慎重な対応が求められるときてきた（清弘正子「株主総会における資本多数決濫用と権利濫用理論——フランス法との比較研究——」『比較会社法研究』奥島孝康教授還暦記念 第1巻（成文堂、1999年）517頁）。拙稿「フランス会社法における少数派株主・社員の権利濫用概念の生成——三つの破棄院判決を中心にして——」倉澤康一郎先生古稀記念論文集『会社法の歴史と論理』（新青出版、近刊）参照）。

（4）拙稿「フランスにおける株主・社員の議決権濫用による総会決議不成立と損害の回復」酒巻俊雄先生古稀記念『21世紀の企業法制』（商事法務、2003年）847～868頁参照。

（5）株主・社員が二人であったとしても、どちらかの持分が50パーセントを超えていれば、majoritéとminoritéが存在するといえるからであろう。

（6）P. Le Cannu, *Droit des sociétés* 2^e éd., Montchrestien 2003, n°.253, p.148は、abus d'égalitéの原理はabus de minoritéと同様である、としている。

（7）フランスでは、学説上、少数派の株主・社員の権利濫用概念は、一般に、（1）「積極的濫用」《abus positif》と、（2）「消極的濫用」《abus négatif》とに分類される（P. Le Cannu, *L'abus de minorité*, Bull. Joly 1986, p.429, cité de Ph. Merle, *L'abus de minorité*, Rev. Jurisp. Com., n° spécial, novembre 1991, p.82）。前者の積極的濫用とは、いわゆる不意打ちによって、特に少数派株主・社員が多数派株主・社員に情報を知らせずに決議を成立させてしまう場合や、濫用的な訴訟提起の場合を指す。反対に、後者の「消極的濫用」とは、増資などの特別多数が必要とされる決議に少数派の株主・社員が濫用的に反対したり、出席していても投票を

拒否したり、欠席したりして、賛成せず、結果として決議が不成立になるような場合を指す。

- (8) M. Cozian, A. Viandier, et F. Deboissy, *Droit des sociétés* 16^e éd., Litec 2003, n°448, p.204.
- (9) 二人会社でも持分割合が均等でないときは、多数派と少数派とが固定し、多数派による「積極的濫用」の事例が発生しうる。しかし、均等持分割合の場合は、持分の過半数をもって議決要件とする限り、二人の対立は会社にとって完全なデッド・ロックに帰結するのが通常である。ただし、定足数を半数以下とし、出席議決権の過半数で決議が成立するとするならば、「積極的濫用」はあり得る。わが国でも、株式会社の特別総会の定足数を定款で総株主の議決権の三分の一まで下げるることは可能である（商法343条）。フランスにおいても株式会社の第一回目の招集に基づく特別総会の定足数は議決権を有する株式の三分の一以上とされている（フランス商法225-96条）。
- (10) その意味では、フランスにおいて、主体にとらわれず「濫用的な反対」とは何かについて検討した上でそのsanctionについて検討するべきであるという学説があり（D. Schmidt, *Les conflits d'intérêts dans la société anonyme*, éd. Joly 1999, n° 260, p.243.）、傾聴に値する。
- (11) Ph. Merle et A. Fauchon, *Droit commercial Sociétés commerciales* 9^e éd., Précis Dalloz 2003, n° 215, p.236 note 3.
- (12) E. Lepoutre, *Bull. Joly novembre 1997*, p.984.
- (13) Dijon, 16 novembre 1983, *Gaz. Pal.* 1983. 2. p.740, note A. P.S., D.1984. IR.394, obs. J-C Bousquet et V. Selinsky.
- (14) Lyon, 25 juin 1987, *RTD com.* 1988, p.70, obs. Y. Reinhard.
- (15) フランス民法1382条を根拠とする。
- (16) 効力付与判決については、拙稿・前掲注（4）853頁参照。
- (17) sanctionに関する1992年1月14日判決（Vitama判決、*Bull. Civ. IV*, n° 19）、概念を明確にした1992年7月15日判決（Six判決、*Bull. Civ. IV*, n° 279）、概念及びsanctionについての判断を示した1993年3月9日判決（Flandin判決、*Bull. Civ. IV*, n° 101）、少数派株主に与えられる情報という観点を示した同一会社に関する二つの1997年5月27日判決（*Bull. IV* n° 159）と1998年5月5日判決（*Bull. IV*, n° 149）等、1990年代に相次いで少数派の権利濫用についてのリーディング・ケースとされるいくつかの破棄院判例が出された。詳細については、拙稿・前掲注（3）及び（4）参照。
- (18) 後者の判決は、「少数派又は平等の持分を持つ社員」という表現をしている（前掲注（14）*RTD com.* 1988, p.71.）。また、D. 1984. IR. 394, obs. J-C Bousquet et V. Selinsky（前掲注（13））は、当時の時点では、多数派の権利濫用と少数派の権利濫用の輪郭もはっきりはしておらず、abus d'égalitéという新しい概念が出現したと考えるのは行き過ぎであるとしている。
- (19) Cass. Com. 8 juillet 1997, *Bull. Joly novembre 1997* p.980, note E. Lepoutre, M. Cozian, A. Viandier, et F. Deboissy, *Droit des sociétés*・前掲注（8），n° 450, p.206.
- (20) E. Lepoutre・前掲注（12）p.981.
- (21) 二人会社におけるデッド・ロック解消策としての会社解散判決制度について、フランスにおける状況は別途検討する予定である。
- (22) E. Lepoutre・前掲注（12）p.981. もっとも、同p.983は、同判決が、②の要件のところで、少数派の濫用に関する破棄院判決のように「他の社員全体の損害において」ではなく「会社の一般的利益を犠牲にして」としている点に注目すべきであるとしている。
- (23) Cass. Com. 16 juin 1998, *Rev. sociétés* (1) janv. -mars 1999 p.103, note K. Medjaoui, *Bull. Joly octobre 1998* p.1083, note P. Le Cannu.
- (24) M. Cozian, A. Viandier, et F. Deboissy, *Droit des sociétés*・前掲注（8），n° 450, p.206.
- (25) Cass. Com. 20 octobre 1998, *Bull. Joly janvier 1999* p.66, note P. Le Cannu.
- (26) Com. 18 avr. 1961, *Bull. Civ. III* n° 175.
- (27) 前掲注（17）。
- (28) K. Medjaoui・前掲注（23）p.105.
- (29) K. Medjaoui・前掲注（23）p.108.

- (30) E. Lepoutre・前掲注(12) p.983.
- (31) K. Medjaoui・前掲注(23) p.107.
- (32) 本店所在地の変更決議に関するRouen, 13 juin 2000 ; *Bull. Joly* 2001, p.258, n° 70, note J.-F. Barbiéri, 拙稿・前掲注(4)866頁。
- (33) D. Schmidt・前掲注(10) n° 268, p.249.
- (34) G. Robert et R. Roblot, *Traité de Droit Commercial Tome 1-Volume 2 Les sociétés commerciales* 18^e éd. L. G. D. J 2002 p.338は、l'abus d'égalitéはl'abus de minoritéに近いとしながら、破棄院商事部1998年6月16日判決はopération essentielleには触れておらず、l'abus d'égalitéはl'abus de minoritéより容易に認定できるのではないかと指摘している。
- (35) 二人の社員が平等持分を有する有限会社において、とりわけ、その二人の社員間で合意を得ることができないときには、l'intérêt communを不確実であるのみならず、非常に難しいという指摘がある。K. Medjaoui・前掲注(23) p.108, note (11). A. Pirovano, *La «boussole» de la société. Intérêt commun, intérêt social, intérêt de l'entreprise ?*, D. 1997, p.189. 来住野究「affectio societatisについて」『比較会社法研究』奥島孝康教授還暦記念 第1巻（成文堂、1999年）503～514頁参照。
- (36) E. Lepoutre・前掲注(12) p.983.
- (37) 前掲注(17)に挙げた各破棄院商事部判決及び拙稿・前掲注(3)参照。
- (38) D. Schmidt・前掲注(10) n° 274, p.253.
- (39) D. Schmidt・前掲注(10) n° 273, p.252.
- (40) フランス民法1833条、P. Le Cannu・前掲注(23) p.1089参照。
- (41) 有限会社の社員の情報に関する権利としてフランス商法223-36条、223-37条、株式会社の株主の情報入手に関する権利として同225-108条等がある。P. Le Cannu・前掲注(6) n° 1230, p.764, n° 862, p.552 et suiv.参照。
- (42) K. Medjaoui・前掲注(23) p.110.
- (43) 前掲注(17)、拙稿・前掲注(4) 855頁。
- (44) P. Le Cannu・前掲注(23) p.1087. (一)に挙げたDijion1983年11月16日判決においても認められていない。
- (45) 98年判決に関するK. Medjaoui・前掲注(23) p.111.
- (46) 拙稿・前掲注(4) 860頁。
- (47) P. Le Cannu・前掲注(6) n° 1249, p.772.フランスにおいては、株主総会においても、通常総会、特別総会とともに第二回目の招集に基づく株主総会があり、定足数・決議要件等が緩和されている。フランス商法225-98条2項、同225-96条2項。藤原・前掲注(1) 805-806頁。
- (48) 98年判決は、結局、50パーセントの持分によってなされた決議を正当化することとなったとの指摘がある。P. Le Cannu・前掲(23) p.1087.
- (49) 前掲注(3)参照。
- (50) Ph. Merle et A. Fauchon・前掲注(11) n° 581, p.637.
- (51) 拙稿・前掲注(4)参照。
- (52) 拙稿・前掲注(4) 867頁。その他フランスにおける総会決議不成立の場合の損害の回復方法についての議論の日本法への示唆につき、同866頁以下。
- (53) M. Cozian, A. Viandard, et F. Deboissy・前掲注(8) n° 450, p.206.
- (54) Y. Guyon, *Droit des Affaires Tome 1 Droit commercial général et Sociétés* 12^e éd. Economica 2003, n° 444, p.485.
- (55) 日本においても、株主はさまざまな情報収集権（商法244条5項6項・263条、260条ノ4第5項・6項、282条、商特15条、商法293条ノ6）を有している。龍田節『会社法〔第9版〕』（有斐閣、2003年）61.450・156頁以下。
- (56) 閉鎖的資本会社において「除名」の制度が必要であると主張するものとして野村修也「閉鎖的株式会社における社員関係の解消手段について」西南25巻2・3合併号（1993年）289頁。

(57) E. Lepoutre・前掲注(12)。

(58) Y. Guyon前掲注(54)は、その他株主間の紛争の予防として、緊急時に株主総会を招集するためのmandataireの指名を求める裁判（フランス商法225-103条）や検察官及びl'Autorité des Marchés Financiersの介入等を挙げている。